

都心から
一番近い
木の
まち

流山市

はじめに

平成11年3月1日から施行してきました流山都市計画事業西平井・鰯ヶ崎地区一体型特定土地区画整理事業は、本年10月4日に換地処分のお知らせを迎えることになりました。換地処分のお知らせにより土地区画整理事業区域及び隣接区域において町名、地番（隣接地区を除く）が変更になります。

これに伴い皆さまのお住まいの地区では、10月5日（土）から、住所や本籍、法人等の所在地、土地・建物の表し方が変わります。

この手引きでは、変更に伴い、どのような手続きが必要になるかについてご案内いたします。

※各種の住所変更の手続きは、変更日（10月5日）以降に行ってください。

なお、おおたかの森市民窓口センターは住所変更作業のため、10月5日（土）を臨時閉所し、10月7日（月）から平常どおり開所します。

目 次

1	皆さまにお届けするもの	1
2	新しい住所等の表し方	2
3	新しい住所について	3
4	郵便番号について	3
5	住所変更の手続きについて	4
	① 住所変更手続きの必要がないもの	
	② 新しい住所に書き換えた証書等が自動的に送付されるもの	
	③ 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの	
6	不動産登記の手続きについて	10
7	委任状の作成例	17
8	住所変更お知らせはがきの記載例	18
9	その他	18
	① 通学区域について	
	② ごみの収集について	
	③ 郵便物の送付について	
10	関係機関案内	19

1 皆さまにお届けするもの

◆ 今回お届けしたもの

住所変更手続きの手引き	・住所変更の実施に伴い皆さまに知っていただきたいこと、住所変更手続きや登記申請の方法等を説明した冊子（現在ご覧いただいているもの）です。
住所変更通知書 （１世帯１枚） （１事業所等１枚）	・住所変更通知書は、今回の住所変更により新しく設定したあなたの住所が記載されています。 ※１０月５日からは、この住所変更通知書でお知らせする住所が新しい住所となります。 ※事業所等は、所在地変更通知書。
住所変更証明書 （１人１０枚） （１事業所等１０枚） ※Ａ４サイズ・２面割付で作成してありますので、必要に応じて切り離してお使いください。	・住所変更証明書は、変更日以降、住所変更の証明書として、各種の手続きに使用できます。 ・枚数が不足する場合は、変更日以降、市役所総務課にて、住所変更証明書を無料で発行します。 ※事業所等は、所在地変更証明書。 ・総務課 TEL 7150-6067 ・ 変更日(10月5日)以降は、新しい住所をお使いください。
新町名地番案内図	・新しい町界、町名、地番等を表した案内図です。
住所変更のお知らせ用はがき （１世帯５０枚） （１事業所等５０枚）	・新しい住所(所在地)を知人・取引先などにお知らせするもので、日本郵便㈱が発行する無料はがきです。同封の回収用封筒に入れて、最寄りの郵便局やポストにお出しください。 ・ご不明な点や、配付されたはがきの枚数が不足する場合は、下記へご相談ください。 日本郵便株式会社 流山郵便局 流山市西初石４丁目1423番地1 TEL 04-7154-2690(代) ※記載例を18ページに載せていますのでご覧ください。
登記申請書	・不動産所有者等の住所変更登記に使用する書式です。詳しくは10ページ以降をご覧ください。
各種カード記載事項 変更届	・マイナンバー（個人番号）カード等の住所変更手続きの際に使用するものです。詳しくは7ページをご覧ください。

◆ 今後お届けするもの

本籍変更通知書	・今回の変更区域に本籍がある方には、変更日（１０月５日）以降、市民課から本籍変更通知書を戸籍の代表者（筆頭者等）に郵送します。 ・本籍変更通知書以外に本籍変更証明書が必要な方は、変更日以降、市役所市民課・各出張所にて無料で発行します。
---------	--

2 新しい住所等の表し方

新しい住所等の表し方は、西平井・鰯ヶ崎地区一体型特定土地区画整理事業区域及び町名のみ変更区域で、それぞれ次のように変更となります。

【土地区画整理事業区域】

◆ **住所 及び 本籍** …… 町名と番地が新しくなります。

《例》

住所) **変更前**

変更後

流山市大字西平井1520番地の1 → **流山市** 西平井一丁目 10番地の20
新町名 新番地

※変更前の住民票の方書欄に記載していた「街区番号等」は、変更後、削除されます。

本籍) **変更前**

変更後

流山市大字西平井1520番地1 → **流山市** 西平井一丁目 10番地20
新町名 新番地

◆ **不動産(土地・建物)** …… 町名と地番が変わり、字(あざ)が廃止されます。

《例》

変更前

変更後

流山市大字西平井字十二相1487番(地)4 → **流山市** 西平井一丁目 26番(地)2
新町名 新地番

※ 土地の地番は「番」、建物の所在地は「番地」で表します。

【町名のみ変更区域】

◆ **住所 及び 本籍** …… 町名が新しくなります。(番地は変わりません)

《例》

住所) **変更前**

変更後

流山市大字西平井234番地の5 → **流山市** 西平井一丁目 234番地の5
新町名 従来の番地

本籍) **変更前**

変更後

流山市大字西平井234番地5 → **流山市** 西平井一丁目 234番地5
新町名 従来の番地

◆ **不動産(土地・建物)** …… 町名が変わり、字(あざ)が廃止されます。
(地番は変わりません)

《例》

変更前

変更後

流山市大字西平井字十二相234番(地)5 → **流山市** 西平井一丁目 234番(地)5
新町名 従来の地番

※ 土地の地番は「番」、建物の所在地は「番地」で表します。

3 新しい住所について

◆ 町界の変更と新しい町名

町の境界を、道路・河川などに沿ったものに変更し、わかりやすくします。

また、大きすぎる区域は適切な広さに分割し、新しい町名をつけます。

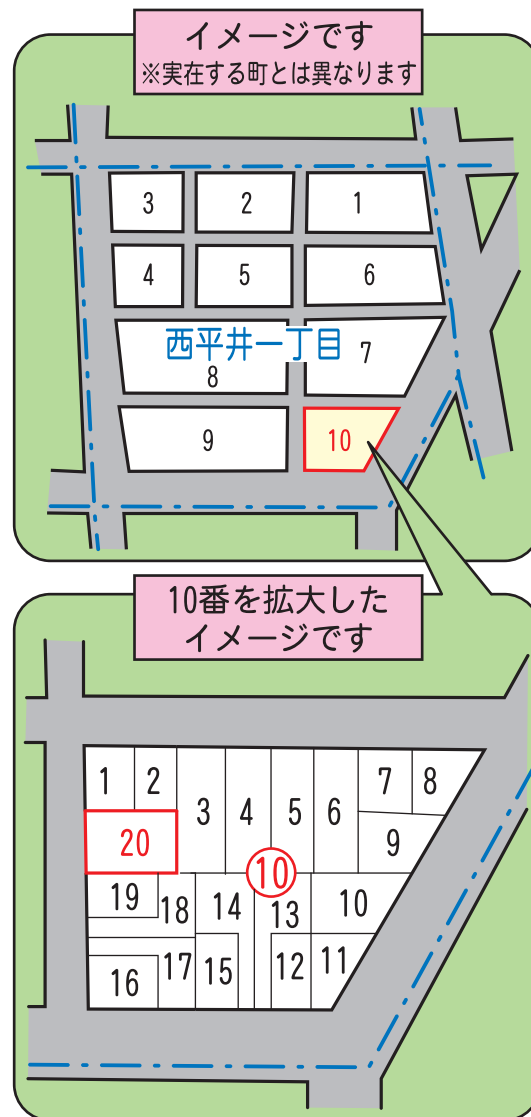
【例】 西平井一丁目

土地区画整理事業区域については、
地番も整理されます。
(町名のみ変更区域については、地
番は従来のままです。)

◆ 地番（土地区画整理事業区域の場合）

新しい町の中で、道路等で囲まれたブロックごとに親地番を設定し、ブロック内の区画ごとに枝地番を設定します。

【新住所の例】 西平井一丁目 10番地の20



4 郵便番号について

新町名の郵便番号は、以下のとおりです。

西平井一丁目～西平井三丁目	270-0156
鰭ヶ崎二丁目	270-0161
思井一丁目	270-0154

5 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所・法務局などが住所の書き換えを行うものと、皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがあります。

それぞれ主なものをご案内しますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。

※住所変更後、約1年間は旧住所のままだでも郵送物は届きます。

① 住所変更手続きの**必要がないもの**

市役所	住民票（住民基本台帳） 戸籍・戸籍の附票（注1） 選挙人名簿 印鑑登録原票 土地、家屋課税台帳 児童手当台帳 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車の所有者の住所 国民年金・厚生年金の給付を受けている方の住所 ⇒「（基礎年金番号とマイナンバーが結びついている方）」 ※結びついていない方は、8ページをご参照ください。 市内の保育所（園）に通所している園児の住所 市内の市立小・中学校に通学している児童・生徒の住所 ※市外及び私立の小・中学校に通学している児童・生徒の方は9ページをご参照ください。 犬の登録 恩給を受けている方の住所 ……など
法務局	土地登記簿（表題部の所在欄のみ）、建物登記簿（表題部の所在欄のみ） ※所有権登記名義人（所有者）などの住所はご本人からの申請があるまで変わりません。 詳しくは10ページ以降をご参照ください。
公共サービス	NHK NTT（固定電話） 東京電力 京和ガス 郵便 上下水道 ※変更後、半年以上経過しても旧住所で郵便物等が送付される場合は、各公共サービス機関等に確認してください。
その他	旅券（パスポート） ※最終ページに住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所を記入してください。

※他市町村に土地や建物をお持ちの場合、納税通知書等が届かなくなる場合がありますので、各市町村の税担当課へ住所変更のご連絡をお願いします。

（注1）戸籍について

換地後の地番が複数あり特定できない場合や、本籍地番と土地の登記簿の地番が一致しない場合等においては、市では本籍地番の変更ができません。変更をご希望の場合は換地処分後に届出が必要です。

対象戸籍の代表者（筆頭者等）には、変更日（10月5日）以降、市民課から通知します。

② 新しい住所に書き換えた証書等が自動的に送付されるもの

内容（証書等）		担 当 課	問い合わせ先
市 役 所	国民健康保険被保険者証	保険年金課	国民健康保険係 TEL 7150-6077
	国民健康保険被保険者資格証明書		保険料収納係 TEL 7150-6077
	国民健康保険短期被保険者証		
	後期高齢者医療被保険者証		後期高齢者医療係 TEL 7199-3306
	後期高齢者医療短期被保険者証		
	介護保険被保険者証	介護支援課	介護給付係 TEL 7150-6531
	介護保険負担割合証		
	介護保険負担限度額認定証		
	子ども医療費助成受給券	子ども家庭課	給付係 TEL 7150-6082
	児童扶養手当証書		

③ 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下の表に記載されているものは、法令等により皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要があります。

一部の手続き（法人の変更登記等）を除いて明確な期限はありません。皆さまのご都合にあわせて手続きをしてください。ただし、手続きができるのは10月5日以降となりますのでご注意ください。

手続きには、「住所変更証明書」が必要となるものがあります。配付された枚数が不足する場合は、変更日（10月5日）以降、市役所総務課にて、**無料**で発行します。

また、「本籍変更証明書」が必要な方は、変更日（10月5日）以降、市役所市民課及び各出張所にて無料で発行します。

● 自動車関係

《各手続きは変更日（10月5日）以降に行ってください》

変更していただく届出等（事柄）	届 出 先	必要書類など	期 限
運転免許証の住所、本籍の変更 ※希望される場合、住所、本籍の記載内容を変更することができます。	流山運転免許センター 流山市前ヶ崎217 TEL 04-7147-2000	・運転免許証 ・住所変更証明書 【本籍変更がある場合】 ・本籍変更通知書または本籍変更証明書 ※本籍変更通知書は、変更日以降、市民課から郵送します。	期限はありません。 （希望者のみ）
軽自動車の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所 野田市上三ヶ尾 207-26 TEL 050-3816-3117	・検査証記入申請書（届出先にあります） ・住所変更証明書 ・使用者の印鑑 ・自動車検査証	お早めに変更手続きをしてください。
自動車・オートバイ（125cc超）の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所 野田市上三ヶ尾 207-22 TEL 050-5540-2023	・検査証記入申請書（届出先にあります） ・住所変更証明書 ・使用者の印鑑 ・自動車検査証（軽二輪は軽自動車届出済証と自動車損害賠償責任保険証明書） ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要です。（法人の場合は、代表者印）	お早めに変更手続きをしてください。

変更していただく 届出等(事柄)	届 出 先	必 要 書 類 な ど (手続きできる方)	期 限
マイナンバー(個人番号) カードの住所変更	市民課 TEL 7150-6075	・マイナンバーカード又は 住民基本台帳カード ・窓口に来られる方の 本人確認書類 ・同封のピンク色の用紙 「各種カード記載事項変更届」 ・カード交付時に設定した 4ケタの暗証番号が必要です。 (本人又は同一世帯員)	お早めに変更手 続きをしてくだ さい。
住民基本台帳カード (写真付き)の住所変更	南流山出張所 TEL 7159-4512 東部出張所 TEL 7144-2175		
署名用電子証明書	江戸川台駅前 出張所 TEL 7152-3132	・マイナンバーカード ・カード交付時に設定した 暗証番号等が必要です。 (本人のみ)	e-tax等電子証明 書利用時まで に変更手続きをし てください。
通知カードの住所変更	おおたかの森 ※1 市民窓口センター TEL 7154-0333	・通知カード ・窓口に来られる方の 本人確認書類 ・同封のピンク色の用紙 「各種カード記載事項変更届」 (本人又は同一世帯員)	お早めに変更手 続きをしてくだ さい。
在留カードの住所変更		・在留カード ・同封のピンク色の用紙 「各種カード記載事項変更届」 (本人又は同一世帯員)	
特別永住者証明書の住 所変更	市民課 TEL 7150-6075	・特別永住者証明書 ・同封のピンク色の用紙 「各種カード記載事項変更届」 (本人又は同一世帯員)	期限はありません。

●変更手続きの際は、あらかじめ「各種カード記載事項変更届」(同封されているピンク色の用紙)のご記入をお願いいたします。

●窓口に来られる方の本人確認書類 ※2
(Aからいずれか1点、Aがない場合はBからいずれか2点)

A…マイナンバー(個人番号)カード、住民基本台帳カード(写真付き)、旅券、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書など
(運転経歴証明書は、平成24年4月1日以降に交付されたものに限る)

B…健康保険証、医療受給者証、各種年金証書(手帳)、児童扶養手当証書、介護保険被保険者証など

※1…住所変更作業のため10月5日(土)は、おおたかの森市民窓口センターを臨時閉所します。

※2…代理人が手続きする場合は複数回来庁しなければならない場合があります。
詳細は市民課(TEL 7150-6075)へお問い合わせください。

● 年金関係

《各手続きは変更日(10月5日)以降に行ってください》

変更していただく 届出等（事柄）	届出先	必要書類など	期限
厚生年金被保険者（会社員・公務員等）のうち、基礎年金番号とマイナンバーが結びついていない方の住所変更	勤務先	年金手帳又は 基礎年金番号が わかるもの	お早めに変更 手続きをして ください。
国民年金第3号被保険者のうち、 基礎年金番号とマイナンバーが結 びついていない方の住所変更	配偶者の勤務先		
公的年金受給者のうち、基礎年金番 号とマイナンバーが結びついていな い方、住民票上の住所とは別に送付 先を指定している方の住所変更	松戸年金事務所 TEL 047-345-5517 （住所変更届は、保険 年金課、出張所にもあ ります。）	年金証書又は 基礎年金番号が わかるもの	
共済年金被保険者の方及び給付を 受けている方の住所変更	お手数ですが、各共済組合にお問い合わせのうえ、必要 な手続きをしていただきますようお願いします。		

● 医療・福祉関係

《各手続きは変更日(10月5日)以降に行ってください》

変更していただく 届出等(事柄)	届出先	必要書類など	期限
身体障害者手帳 の住所変更	障害者支援課 TEL 7150-6081 FAX 7158-2727	・身体障害者手帳 ・個人番号(マイナンバー)通知カード等 ※ ・印鑑	随時
療育手帳の住所変更		・療育手帳 ・個人番号(マイナンバー)通知カード等 ※ ・印鑑	
精神障害者保健福祉 手帳の住所変更		・精神障害者保健福祉手帳 ・個人番号(マイナンバー)通知カード等 ※ ・印鑑	随時(更新 時に変更手 続きができ ます。)
自立支援医療受給者証 の住所変更		・自立支援医療受給者証 ・個人番号(マイナンバー)通知カード等 ※ ・印鑑	
福祉サービス受給者証 の住所変更		・福祉サービス受給者証 ・個人番号(マイナンバー)通知カード等 ※ ・印鑑	
通所受給者証 の住所変更		・通所受給者証 ・個人番号(マイナンバー)通知カード等 ※ ・印鑑	
地域生活支援サービス 受給者証の住所変更		・地域生活支援サービス受給者証 ・個人番号(マイナンバー)通知カード等 ※ ・印鑑	
特別児童扶養手当証書 の住所変更		・特別児童扶養手当証書 ・印鑑	随時

※個人番号(マイナンバー)通知カード又はマイナンバーカード

● 教育関係

《各手続きは変更日(10月5日)以降に行ってください》

変更していただく届出等(事柄)	届出先	必要書類など	期限
学童クラブへの住所変更	学童クラブ運営法人	・運営法人指定の書類	お早めに変更手続きをしてください。

● 流山市公共施設予約システム関係

《各手続きは変更日(10月5日)以降に行ってください》

変更していただく届出等(事柄)	届出先	必要書類など	期限
公共施設予約システムの登録住所変更	各利用施設	・公共施設予約システム利用者登録申請書 ・運転免許証等	1年以内に変更手続きをしてください。

● 会社・法人関係

《各手続きは変更日(10月5日)以降に行ってください》

変更していただく届出等(事柄)	届出先	必要書類など	期限
会社・各種法人の本店・支店(主たる事務所・従たる事務所)の所在地の変更登記、代表者等の住所の変更登記	本店(主たる事務所)の所在地を管轄する法務局 支店(従たる事務所)が変更になる場合、その管轄法務局 (注1)	・登記申請書 ・所在地変更証明書 ・住所変更証明書 ※登録免許税はかかりません。(無料)	本店：2週間以内 支店：3週間以内
法人市民税に係る法人の登記事項の住所変更	市民税課 TEL 7150-6073	・法人異動申告書(注2) ・上記手続きにて変更した登記簿謄本の写し	上記手続きが終わり次第、お早めに変更手続きをしてください。

※会社・法人の登記手続きについては、会社・法人等に配付しています「会社用登記申請書記載例」をご覧ください。

(注1) 本店又は支店が千葉県内にある場合、千葉地方法務局(本局：TEL 043-302-1315、〒260-8518 千葉市中央区中央港1丁目11番3号)に届出(申請)してください。

(注2) 用紙の入手は、市民税課までお問い合わせいただくか、流山市ホームページからダウンロードしてください。

● その他

《各手続きは変更日(10月5日)以降に行ってください》

変更していただく届出等(事柄)	届出先	必要書類など	期限
私立の幼稚園に通園している方の住所変更	お手数ですが、直接お問い合わせのうえ、必要な手続きをしていただきますようお願いいたします。		
流山市外及び私立の小・中学校に通学している方の住所変更			
高校・大学・専門学校等への住所変更			
お勤めしている会社等への住所変更			
銀行、生命保険、火災保険、自動車保険等の住所変更			
携帯電話・インターネット等をお持ちの方の住所変更			
各種免許、許可、認可等の住所変更			

※上記以外にも法令等により、住所変更の届出が必要なものがあれば、それぞれ所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。

6 不動産登記の手続きについて

(会社・法人の変更は9ページ。提出先にご注意ください。)

● 不動産(土地・建物)登記

《各手続きは変更日(10月5日)以降に行ってください》

変更していただく届出等(事柄)	届出先	必要書類など	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局 松戸市、流山市の土地・建物等については下記 千葉地方法務局松戸支局 〒271-8518 松戸市岩瀬473-18 TEL 047-363-6278 (※1)	①登記申請書 ②住所変更証明書 ③印鑑 ※登録免許税はかかりません。(無料)	※手続きに期限はありませんので、売買・贈与・抵当権の設定などの事由が生じた時に合わせて手続きされても結構です。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記			

(※1) 登記申請書の作成方法等についての相談は、予約制となっていますのであらかじめ電話等で予約の上、来庁をお願いします。

住所変更に伴い、法務局(登記所)の不動産登記簿(土地及び建物)の表題部については、職権で法務局が書き換えます。(4ページをご参照ください)

ただし、所有者の住所欄については本人の申請があるまで変更されません。

住所変更区域内にお住まいの方で、土地や建物を所有している方は、次の要領で登記申請書を作成の上、法務局へ所有権登記名義人住所変更の登記申請を行ってください。

＜土地区画整理事業地内の土地・建物に関する登記事務の停止について＞

土地区画整理事業地内の土地・建物については、換地処分の登記が完了するまで、一般の登記手続き(住所変更手続き、売買・贈与等による所有権移転登記等)や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。

なお、事務停止期間は、換地処分後3～4か月程度予定されています。

土地区画整理事業地内の手続きは登記事務の停止が解除された後に行ってください。

また、登記事務停止期間が終了しましたら、土地区画整理事業区域内で土地の所有権及び借地権を有する方のうち従前地への登記がなされていた方に対しては、施行者より「換地処分に伴う登記完了のお知らせ」があります。

◎ 登記申請書作成上の注意事項

1 留意点

- (1) 登記申請は、登記名義人(登記簿の所有者)が行います。
- (2) 土地、建物で所有者が相違する場合は、申請書を別々に作成してください。
- (3) 1枚の申請書で、複数の不動産について申請できます。登記申請書が2枚以上になる場合は、申請人又は代理人の印で、つづり目に割り印してください。
- (4) 申請人の印鑑は、認印で差し支えありません。
- (5) 文字は、直接パソコンを使用し入力するか、黒色ボールペンを使用し、はっきり書いてください。(鉛筆は使用できません)

2 登記申請書作成の注意事項 ※次ページ以降の記載例をご参照ください。

- (1) 申請人は、変更後の住所(注1)及び氏名を記載し、押印(注2)してください。
- (2) 登記原因証明情報として、住所変更証明書を添付してください。(注3)
- (3) 代理人の方が申請手続きをする場合は、委任状(17ページ参照)を添付してください。
- (4) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。
登記完了後に発行される登記完了証の返送をご希望の場合は、簡易書留分の郵便切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

記載例① 土地と建物を同時に申請する場合（土地区画整理事業区域の場合）

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登 記 申 請 書

登 記 の 目 的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和1年10月5日 町名地番変更

住所変更後の
所有者の住所 (注1)

変更後の事項 住所 流山市 **西平井一丁目 10番地の 20**

申 請 人 住所 流山市 **西平井一丁目 10番地の 20**



捨 印

氏名 **流 山 太 郎** 認 印 (注2)

連絡先の電話番号 **04-0000-0000**

添 付 書 類 登記原因証明情報 住所変更証明書を添付 (注3)

令和 **00** 年 **00** 月 **00** 日申請 **千葉地方法務局松戸支局**

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第5号により非課税

申請書提出年月日
(手続は変更日以降)

不動産の表示

土地の表示

変更(換地)後の登記の
内容を正確にご記入ください。

不動産番号	所 在	地 番	地 目	地 積
1234567890123	流山市 西平井一丁目	10番 20	宅地	150.45㎡
		番		㎡
		番		㎡

建物の表示

不動産番号	1234567890123	所 在	流山市 西平井一丁目 10番地 20		
家屋番号	10番 20	種 類	居宅	構 造	木造瓦葺2階建
床 面 積	1階 80.80 ㎡	2階 70.70 ㎡			

不動産番号(13桁)を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。
不動産番号がわからない場合は、記載しなくても差し支えありません。

記載例② 土地と建物を同時に申請する場合（町名のみ変更区域の場合）

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
原因 令和1年10月5日 町名変更

住所変更後の
所有者の住所 (注1)

変更後の事項 住所 流山市 **西平井一丁目 234番地の5**

申請人 住所 流山市 **西平井一丁目 234番地の5**



捨印

氏名 **流山 太郎** 認印 (注2)

連絡先の電話番号 **04-0000-0000**

添付書類 登記原因証明情報 住所変更証明書を添付 (注3)

令和 **00** 年 **00** 月 **00** 日申請 **千葉地方法務局松戸支局**

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

申請書提出年月日
(手続は変更日以降)

不動産の表示

※登記済権利証または登記事項証明書（登記簿謄本）の記載のとおり正確に記入してください。
ただし、所在欄には新町名をご記入ください。

土地の表示

不動産番号	所在	地番	地目	地積
1234567890123	流山市 西平井一丁目	234番 5	宅地	150.45㎡
		番		㎡
		番		㎡

建物の表示

不動産番号	1234567890123	所在	流山市 西平井一丁目 234番地5		
家屋番号	234番 5	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 80.80 ㎡	2階 70.70 ㎡			

不動産番号(13桁)を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。
不動産番号がわからない場合は、記載しなくても差し支えありません。

記載例③ 共有の土地と建物を同時に申請する場合（土地区画整理事業区域の場合）

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和1年10月5日 町名地番変更

変更後の事項 共有者 流山太郎 及び 流山花子の
住所 流山市 西平井一丁目 10番地の 20

住所変更後の
所有者の住所 (注1)

申請人 住所 流山市 西平井一丁目 10番地の 20



捨印

氏名 流山太郎 (印)

連絡先の電話番号 04-0000-0000

(注2)

流山市西平井一丁目10番地の20

流山花子 (印)

共有者の住所・氏名を
記載し認印を押す

添付書類 登記原因証明情報

住所変更証明書を添付 (注3)

令和 00 年 00 月 00 日申請

千葉地方法務局松戸支局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

申請書提出年月日
(手続は変更日以降)

不動産の表示

土地の表示

変更(換地)後の登記の
内容を正確にご記入ください。

不動産番号	所在	地番	地目	地積
1234567890123	流山市 西平井一丁目	10番 20	宅地	150.45㎡
		番		㎡
		番		㎡

建物の表示

不動産番号	1234567890123	所在	流山市 西平井一丁目 10番地 20		
家屋番号	10番 20	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 80.80 ㎡	2階 70.70 ㎡			

不動産番号(13桁)を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。
不動産番号がわからない場合は、記載しなくても差し支えありません。

記載例④ 共有の土地と建物を同時に申請する場合（町名のみ変更区域の場合）

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登 記 申 請 書

登 記 の 目 的 所有権登記名義人住所変更

住所変更後の
所有者の住所（注1）

原 因 令和1年10月5日 町名変更

変更後の事項 共有者 流山太郎 及び 流山花子の
住所 流山市 西平井一丁目 234番地の5

申 請 人 住所 流山市 西平井一丁目 234番地の5



捨 印

氏名 流 山 太 郎 印

連絡先の電話番号 04-0000-0000

（注2）

流山市西平井一丁目234番地の5

流 山 花 子 印

共有者の住所・氏名を
記載し認印を押す

添 付 書 類 登記原因証明情報

住所変更証明書を添付（注3）

令和 00 年 00 月 00 日申請

千葉地方法務局松戸支局

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第5号により非課税

申請書提出年月日
（手続は変更日以降）

不動産の表示

※登記済権利証または登記事項証明書（登記簿謄本）の記載のとおり正確に記入してください。
ただし、所在欄には新町名をご記入ください。

土地の表示

不動産番号	所 在	地 番	地 目	地 積
1234567890123	流山市 西平井一丁目	234 番 5	宅地	150 . 45㎡
		番		㎡
		番		㎡

建物の表示

不動産番号	1234567890123	所 在	流山市 西平井一丁目 234番地5		
家屋番号	234 番 5	種 類	居宅	構 造	木造瓦葺2階建
床 面 積	1階 80.80 ㎡	2階 70.70 ㎡			

不動産番号（13桁）を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。
不動産番号がわからない場合は、記載しなくても差し支えありません。

記載例⑤ 敷地権付き区分建物の場合

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登 記 申 請 書

登 記 の 目 的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和1年10月5日 町名地番変更

変更後の事項 住所 流山市 西平井一丁目 10番地の20

◎ ◎ マンション101

申請人 住所 流山市 西平井一丁目 10番地の20

◎ ◎ マンション101

流 山 太 郎 印

住所変更後の
所有者の住所 (注1)

捨 印

認 印 (注2)

連絡先の電話番号 04-0000-0000

添 付 書 類 登記原因証明情報

住所変更証明書を添付 (注3)

令和00年00月00日申請

千葉地方法務局松戸支局

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第5号により非課税

申請書提出年月日
(手続は変更日以降)

不動産の表示

一棟の建物の表示

不動産番号	1234567890123	所 在	流山市西平井一丁目 10 番地 20
建物の名称	◎ ◎ マンション		

変更(換地)後の登記の
内容を正確にご記入ください。

専有部分の建物の表示

家屋番号	流山市西平井一丁目 10 番地 20の101		建物の名称	101
種 類	居 宅	構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建	
床 面 積	1 階部分		98.76	m ²

敷地権の表示

所在及び地番	地 目	地 積	敷地権の種類	敷地権の割合
流山市西平井一丁目 10 番地 20	宅地	6543.21m ²	所有権	54321分の321
		m ²		分の

不動産番号(13桁)を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。
但し、敷地権の種類および敷地権の割合については記載を省略することはできません。

記載例⑥ 土地と建物を同時に申請する場合（代理人による申請の場合）

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

住所変更後の
所有者の住所 (注1)

原因 令和1年10月5日 町名地番変更

変更後の事項 住所 流山市 西平井一丁目 10番地の20

申請人 住所 流山市 西平井一丁目 10番地の20



代理人の
捨印

氏名 流山 太郎

代理人申請の場合所有者本人の印は不要

連絡先の電話番号 04-0000-0000 (注3)

添付書類 登記原因証明情報

住所変更証明書を添付

代理権証明情報

代理人申請の場合委任状を添付

令和00年00月00日申請

千葉地方法務局松戸支局

申請書提出年月日
(手続は変更日以降)

代理人 千葉県流山市××〇丁目〇番地の〇 流山花子 (印)

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税

代理人が申請する場合は、代理人の住所氏名を記入し認印

不動産の表示

土地の表示

変更(換地)後の登記の
内容を正確にご記入ください。

不動産番号	所在	地番	地目	地積
1234567890123	流山市 西平井一丁目	10番 20	宅地	150.45㎡
		番		㎡
		番		㎡

建物の表示

不動産番号	1234567890123	所在	流山市 西平井一丁目 10番地 20		
家屋番号	10番 20	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 80.80 ㎡	2階	70.70 ㎡		

不動産番号(13桁)を記載したときは、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。
不動産番号がわからない場合は、記載しなくても差し支えありません。

7 委任状の作成例

委 任 状	
だれに	代理人 住所 千葉県流山市××○丁目○番地の○ 氏名 流山 花子
私は、上記のものを代理人と定め、次の権限を委任する。	
原因	記
令和1年10月5日町名地番変更（町名変更）に伴う××××を 代理して申請する一切の権限。 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。 不動産の表示 流山市西平井○丁目○番の土地	
以上	
例えば	何を …に伴う 所有権登記名義人住所変更登記 を代理して… など
×年×月×日	
いつ	住所 千葉県流山市西平井一丁目10番地の20 氏名 流山 太郎 (印)
だれが	押印

※上記は一般的な委任状の作成例です。

各手続において委任状が必要で、特に様式を指定されない場合などの参考にしてください。

例えば、法務局における所有権登記名義人住所変更などを代理人が行う場合などは、この作成例を参考に委任状を作成してください。

手続機関によっては指定の様式に記入しなければならない場合がありますので、必ず事前に手続機関へお問い合わせください。

8 住所変更お知らせはがきの記載例

住所の表示変更のお知らせ

2019年10月5日からお知り合いの方の住所の表示が、下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

○今後郵便をお出しになる際は、新住所をご記入下さい。

新しい住所の郵便番号をご記入ください。

宛名面には、ご親戚・お知り合いの方の郵便番号、ご住所、ご氏名をご記入ください。

新しい住所をご記入ください。

ご記入後、流山郵便局宛の回収用封筒に入れて、お近くの郵便局又は郵便ポストへ投函してください。

記

新住所
郵便番号 270-01□□

流山市 西平井○丁目△番地の×

流山マンション101号

ご氏名 流山 一郎

(集合住宅、高層アパート等は棟番号、
室番号までお書き下さい。)

9 その他

① 通学区域について

住所変更によって通学区域が変わることはありません。

② ごみの収集について

住所変更によって「西平井二丁目となる一部の地域のごみの収集日が変わります。詳しくは9月末に自治会をとおして配付する印刷物等でお知らせします。

問い合わせ先：クリーンセンター TEL 7157-7411

③ 郵便物の送付について

市役所等からお送りします書類等が、事務処理の都合上、旧の住所で郵送される場合がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

10 関係機関案内



☆ 流山市役所

住所：流山市平和台1-1-1

電話：04-7158-1111(代)

交通：電車…流鉄流山線流山駅より徒歩約3分

☆ 南流山出張所

住所：流山市南流山3-3-1（南流山センター内）

電話：04-7159-4512

交通：電車…JR武蔵野線「南流山駅」より徒歩約3分

つくばエクスプレス「南流山駅」より徒歩約3分



☆ 千葉地方法務局松戸支局

住所：松戸市岩瀬473-18

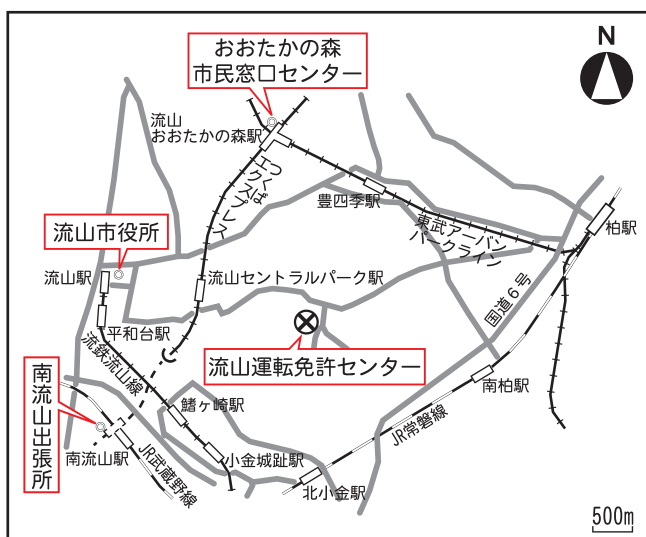
電話：047-363-6278 (自動音声ガイダンス)

交通：電車…JR常磐線・千代田線「松戸駅」

より徒歩約10分

新京成電鉄「松戸駅」から徒歩約10分

※登記の相談は事前予約が必要です。



☆ 流山運転免許センター

住所：流山市流山市前ヶ崎217番地

電話：04-7147-2000

(運転免許テレホン案内&ファックスサービス)

交通：バス…JR常磐線及び東武アーバンパークライン、
柏駅西口バスターミナル、3番乗り場「免許センター」行き、「免許センター」下車。
JR常磐線南柏駅、北小金駅、JR武蔵野線及びつくばエクスプレス南流山駅から発車するバスについては、本数が少ないため、ご注意ください。
柏駅からのバスの利用をお勧めします。

☆ 松戸年金事務所

住所：松戸市新松戸1-335-2

電話：047-345-5517

交通：電車…JR武蔵野線・常磐線「新松戸駅」より徒歩約5分

☆ (千葉運輸支局) 野田自動車検査登録事務所

住所：野田市上三ヶ尾207-22

電話：050-5540-2023

☆ 軽自動車検査協会 千葉事務所 野田支所

住所：野田市上三ヶ尾207-26

電話：050-3816-3117 (コールセンター)

交通

電車…東武アーバンパークライン
「運河駅」徒歩約30分

自動車…常磐自動車道「柏IC」
より野田方面へ約4km

問い合わせ先

町名変更関係	住所・本籍関係	土地区画整理事業関係
流山市役所 総務部総務課 〒270-0192 流山市平和台1-1-1 TEL 04-7150-6067 FAX 04-7159-0133 E-mail soumu@city.nagareyama.chiba.jp	流山市役所 市民生活部市民課 〒270-0192 流山市平和台1-1-1 TEL 04-7150-6075 FAX 04-7150-3309 E-mail shimin@city.nagareyama.chiba.jp	流山市役所 都市整備部まちづくり推進課 西平井・鰯ヶ崎区画整理室 〒270-0192 流山市平和台1-1-1 TEL 04-7157-6100 FAX 04-7157-6200 E-mail nishihire@city.nagareyama.chiba.jp
問い合わせ時間：午前 8：30 ～ 午後 5：15（土・日・祝日を除く）		